

大会テーマ「駆け出せ 今、ここから」 第26回岩手山焼走りマラソン全国大会 参加者募集中



一般(10^{キロ})スタート(第25回大会)

第26回岩手山焼走りマラソン全国大会が開催されます。

■日時 7月2日(日)、午前9時開会(受け付けは、午前7時半から8時50分まで)、小雨決行

■会場 岩手山焼走り国際交流村(マラソンは、岩手山パノラマラインを利用した折り返しコース)

■種別 ▶一般(10^{キロ}、5^{キロ})▶中学生3^{キロ}▶ファミリー2^{キロ}



ファミリー2^{キロ}(第25回大会)

■申し込み方法 ①インターネット・スマートフォンサイト【スポーツエントリー(<http://sportsentry.ne.jp>)による申し込み】②電話【0570-550-846(平日午前10時から午後5時半まで)】③郵便振替用紙 ※いずれの方法でも別途手数料が必要となります。

■申込期限 6月2日(金) ※当日消印有効

■問い合わせ先 市体育協会(☎76-4141)または地域振興課スポーツ推進係(☎・内線1146)



中学生3^{キロ}(第25回大会)

【中学校】◇男子 ②西根中学校
(千葉友太・川村愛斗・松村颯
杜・五十嵐玲司・清水畑永和)

16日

◎第71回盛岡市内一周継走大会
(県営運動公園陸上競技場、4月

▽一般男子 ①古川恭 ③山口吏

▽一般女子 ③柴崎恵子

学3・4年中級 ③鈴木一紘

①佐々木海鈴 ②小林悠人 ▽小

【組手】◇個人▽幼児 ①柴崎敦

雅 ▽小学3・4年初級I部

③谷地めぐみ

①古川賛 ▽一般男子 ①遠藤

諒太郎 ③古川恭 ▽一般女子

一紘 ③谷地めぐみ ▽中学生上級

▽小学3・4年中級 ②鈴木

部 ①佐々木海鈴 ②小林悠人

寺咲耶 ▽小学3・4年初級I

小学1・2年初級I部 ②小野

◇個人▽幼児 ①柴崎敦雅 ▽

也・遠藤諒太郎

西根支部A(山口吏・藤原龍

也・遠藤諒太郎)

【形】◇団体▽中学生・一般 ①

日

大仙市ふれあい体育館、3月19

奪空手道選手権大会(秋田県・

◎日本空手協会第16回弥生杯争

奪空手道選手権大会(秋田県・

学年などは大会当時のもの)

(敬称略、●内の数字は順位、

各種スポーツ大会成績

7月3日から

コミュニティバスの試験運行が始まります



コミュニティバスは、路線バスが運行していない地域の皆さんの移動手段として運行していますが、それぞれの課題に対応するため、7月3日(月)より試験運行を行います。試験運行は12月28日(木)までの約半年間実施します。利用者からの意見などをもとに、その後の運行について検証します。

■問い合わせ先 地域振興課地域振興係(☎・内線1143)

■地域内幹線交通

大更地域と田山地域を結ぶコミュニティバスを運行します。

これは、平成27年3月まで同時間帯で運行されていたJR花輪線上下各1便の減便による空白時間帯の解消を図ることが目的です。



運行ダイヤ

	バス停	下り	上り
西根・松尾エリア	西根病院	12:15	14:58
	(省略)	↓	↑
	松尾八幡平駅前	12:32	14:41
荒沢エリア	民宿たちばな前	12:45	14:28
	(省略)	↓	↑
	戸沢直売所	13:09	14:04
田山エリア	みなくる前	13:13	14:00
	(省略)	↓	↑
	兄畑駅	13:35	13:40

運賃

運行路線を「西根・松尾エリア」「荒沢エリア」「田山エリア」の3つに分けて、次のように算定します。

- ◎同一エリア内の乗降は100円
- ◎2つのエリアを渡る乗降は300円
- ◎3つのエリアを渡る乗降は500円

※詳しい運行ダイヤについては、6月に発行されるチラシをご覧ください。

■田山地域デマンドバス

田山地域内でデマンドバスを運行します。デマンドバスとは、一般的な路線バスとは異なり、事前の予約を受けて運行する新しい形態のバスです。利用者の自宅前から、田山診療所・田山駅・田山支所までの利用となります。

あらかじめ帰りの時間が決まっている場合は、帰りの予約も行うと便利です。予約は、運行日前日の午後5時までですが、月曜日の予約は前週金曜日までとなりますのでご注意ください。

■予約受け付け 田山支所(☎73-2030)

デマンドバスの運行時間

	時間	出発	目的地
長者前・苗代沢コース	1便 8:00~9:00	自宅	田山診療所 田山駅 田山支所
	2便 11:00~12:00		
	3便 14:00~15:00		
瀬の沢・石名坂コース	1便 10:00~11:00		
	2便 13:00~14:00		
	3便 16:00~17:00		
館市コース	1便 9:00~10:00		
	2便 12:00~13:00		
	3便 15:00~16:00		

運賃

◎1回の乗降につき100円

※コースの範囲などについては、6月に発行されるチラシをご覧ください。



西根地区を代表して委嘱状を受け取る工藤保さん=駅前二区= (左)

市行政連絡員会議が4月5日、市役所多目的ホール棟で開催され、市内99地区の行政連絡員に田村市長から委嘱状が交付されました。市は、市政の円滑な推進を図るため、住民と行政をつなぐ役割として各行政区に1人の連絡員をお願いしています。

主な業務は①広報はちまんたいの配布②市役所の各課や各学校、コミュニティセンターからのチラシなどの配布③市政に対する住民からの要望、連絡、調整を担っています。

■問い合わせ先 地域振興課生涯学習係(☎・内線1151)

住民と行政の橋渡し役
行政連絡員に99人委嘱

火災と隣り合わせの野焼き

実施の際は十分な事前準備と配慮を

春の農繁期を迎え、市内で野焼き(焼却処分)に伴う火災通報件数が増加しています。

農業を営むためにやむを得ない焼却行為(農業者が行う稲わらなどの焼却)は法律上、例外行為として認められていますが、まずは野焼きを行わない処分方法(農業残渣の堆肥づくりなど)を検討し、やむを得ず野焼きを行う場合は、次のことを守りましょう。

- ◆野焼き前に消防署に届け出る(火災と紛らわしい発煙などの届け)。
- ◆周囲の住宅環境に配慮して行う。
- ◆風が強い日、空気が乾燥している日は行わない。
- ◆一人では行わず、必ず複数の人と協力して行う。
- ◆周囲に可燃物や燃えやすい物がある場所では行わない。

◆一度にまとめて実施するのではなく、小規模に少しずつ分けて行う。

◆延焼防止のため速やかに消火できる水バケツ、スコップなどの消火用具を準備する。

◆実施中、風が強くなった場合や風向きによって周囲に影響がある場合は中止する。

◆火が消えるまで現場を離れない。

◆実施後は、火が消えたことを必ず確認して現場を離れる。

■問い合わせ先 八幡平消防署(☎76-2119)



作物または取り組み		申請に必要な書類など
主食用米(うるち・もち・酒米を含む)		・生産数量目標を超えない作付面積とする必要がある
麦・大豆・そば		・売買契約書
飼料作物	畜産農家へ供給	・水田飼料作物利用供給協定書 ・水田飼料作物利用計画明細書
	自家利用	・飼料作物自家利用計画書 ・自家利用計画明細書
耕畜連携	飼料作物と堆肥の交換	・水田飼料作物利用協定書の耕畜連携項目に記載が必要
	飼料用米のわら利用	・水田飼料作物利用協定書もしくは自家利用計画書の耕畜連携項目に記載が必要
	水田放牧	・自家利用計画書の耕畜連携項目に記載が必要
	※前年度に複数年で協定・計画を提出している場合には、その期間内であれば、提出を省略できます。	
新規需要米		・新規需要米取組計画書
※振込口座の通帳の内容に変更がある場合は、口座届出書が必要です。		

市は、農業に係る経営所得安定対策交付金の申請を受け付けています。この交付金は、米・麦・大豆等の需要に応じた生産の促進と水田農業全体の所得向上等により農業経営の安定を図ることを目的に設けられている制度です。

農業者が交付金を受けるためには、期限までに申請をする必要があります。

- 申請期限 6月30日(金)
- 申請方法 作付作目ごとに必要な書類(左表のとおり)のほか、窓口へ備え付けの申請様式に必要事項を記入の上、窓口へ提出してください。
- 申請場所 農林課
- 問い合わせ先 農林課農業振興支援センター係(☎・内線1342)

経営所得安定対策交付金申請
安定した農業経営のためにお忘れなく

税金は納期限までに

市税は貴重な財源

市税は、市民の皆さんが安心して、健康な暮らしをするための貴重な財源です。納付された市税は、福祉や教育、道路整備などのために使われています。

納期限内の自主納付が原則

納税は、国民の義務で、納期限内の自主納付が原則です。しかし、納期限までに納付されない場合は、市から督促状の発送などを行います。この業務には、多額の経費を要し、その経費は市税で負担しなければなりません。

納付を怠ると延滞金が発生

市税を定められた納期限内に納付できないことを「滞納」といいます。滞納した場合、延滞金が発生します。延滞金は、地方税法で「徴収しな

ければならないもの」と定められています。29年中は、年率9%（納期限の翌日から1か月を経過する日まで2.7%）で、納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じで計算されます。

公平性を保つための滞納処分

納期限までに納付が確認できない人に対しては、督促状を送付し、催告書、訪問などにより、自主的な納付をお願いしています。

しかし、再三の催告にも応じず、納税相談の連絡もないなど、納税に誠意の見られない人がいます。こういった場合は、滞納している人の資産や収入の調査を行い、財産を差し押さえることがあります。市には、裁判所の許可なしに差し押さえる権限が与えられていて、滞納者本人が不在でも行うことができます。差し押さえた後も納付されない場合、納付されている人との公平性を保ち、大切な市税を確保するために、

表 滞納処分までの流れ

①督促状送付＝納期限までに完納しない場合、納期限後20日以内に発送



②滞納処分＝督促状の発行日から10日経過しても完納しない場合は、財産の差し押さえなどを行い、強制的に徴収できます。

※ 滞納処分の対象となる主な財産＝給与・賞与、預貯金、売掛金、生命保険、経営所得安定対策交付金、動産（貴金属・自動車・テレビ・美術品など）、不動産など

差し押さえた財産の公売などを実施します。「滞納処分までの流れ」は、右の表のとおりです。

公売を行って市税に充当

公売とは、滞納者から差し押さえた財産を売却することです。その売却代金は、滞納している税金に充当します。

市が28年度に実施した公売は、2件で、売却代金約106万円を市税に充当しました。

納付困難な場合は相談を

病気や失業、生活が苦しいなど、やむを得ない事情により納期限内に

納税には便利な口座振替のご利用を

市税の納付には、納め忘れのない口座振替をお勧めしています。口座振替を利用すると、指定した口座から、各納期の末日に振替納付することができます。

◆申し込み方法＝利用する金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の窓口へ納入通知書・預貯金通帳・通帳印を持参し、申し込みください。

※ 市内の金融機関には、口座振替依頼書を備え付けています。市外の金融機関を利用したい場合は、税務課へお問い合わせください。

納付できない場合は、事前にご相談ください。完納に向けた納付計画などの納税相談を行います。また、毎週水曜日(祝日を除く)は、本庁舎のみ午後5時15分から7時まで時間を延長し、窓口業務を行っています。税務課では、各種証明書の発行や市税などの収納を行っていますので、日中に市役所へ来られない人は、ぜひご利用ください。

■問い合わせ先 税務課収納係 (☎・内線1128・1130)

ふるさと応援寄付 ありがとうございます

市ふるさと応援寄付(ふるさと納税)は、「遠く離れたふるさとを大切にしたい」「発展のために貢献したい」という気持ちなどを形にしたものです。寄付金は、寄付者の意向に沿って、市の自然環境の保全や産業振興、人材育成などのために使われます。

28年度は、12人から総額103万5千円の寄付をいただきました。寄付者のうち、広報への掲載を了承いただいた人のみ紹介します。

■28年度寄付者(納入日順)

- ▽5万円 須見彰さん(東京都)
- ▽2万円 遠藤祐太さん(千葉県)
- ▽3万円 塩原知春さん(埼玉県)

市は、本市にふるさと納税をしていただいた市外在住の寄付者の方に対し、お礼として、本市の魅力ある特産品などを贈呈することとしました。本市および本市特産品などのPR・販路拡大、観光客の誘致など、地域の活性化を目的として、お礼の品(返礼品)を提供いただける事業者、生産者を募集しています。

■日時/場所 ①5月29日(月)午後3時から5時まで/安代総合支所2階大会議室 ②5月30日(火)午後3時から5時まで/市役所多目的ホール棟

■参加申込方法 市役所企画財政課、西根・安代両総合支所、田山支所の窓口へ備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、ファクスまたはメールにより提出してください。市ホームページ「ふるさと納税」からもダウンロードできます。

■参加申込先 一般社団法人ドリームプロジェクト八幡平支店(田頭3-50-1 旧JA新しいわて田頭支所内)※ふるさと応援寄付に係る市の事務代行業者
ファクス(0195-68-7550)
メールアドレス(tanto@hachi-furu.com)

■申込期限 5月24日(水)

■問い合わせ先 企画財政課地域戦略係(☎・内線1208)

脳卒中予防に役立てよう

脳ドック受診費用の一部を助成

平成26年度に実施した厚生労働省の調査で、岩手県は脳卒中死亡率が全国で最も高い結果となりました。

市は、脳卒中予防事業の一つとして、30年3月20日(火)までに、脳ドック検診を受診する人に、費用の一部を助成します。

■助成資格 市内に住所を有し、下表の満年齢に該当する人のみ(1回限り)とします(脳血管

疾患の治療中または経過観察中の人、他の脳ドック補助を受けられる人は助成対象外)。

■助成金額 20,000円

■受診機関 脳ドック検診を実施している医療機関 ※検診の受診は、市へ助成申し込みをした後、各自で直接医療機関に予約してください。

■申込場所 市役所健康福祉課、西根・安代両総合支所、田山支所のいずれかの窓口 ※申し込み時に、受診の説明などを行います。

■申し込みに必要なもの 氏名・生年月日を確認できるもの(保険証や運転免許証など)

■申込期限 30年2月28日(水)

■問い合わせ先 健康福祉課健康推進係(☎・内線1086)

29年度助成対象となる生年月日一覧表

満40歳	S 51.4.2～S 52.4.1
満45歳	S 46.4.2～S 47.4.1
満50歳	S 41.4.2～S 42.4.1
満55歳	S 36.4.2～S 37.4.1
満60歳	S 31.4.2～S 32.4.1